

議案

第 25 号議案

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第 17 条第 1 項第 9 号の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 4 年 8 月 25 日

教育長 前川 明範

提出の理由

通学区域が限定されている一部職業学科の通学区域の変更並びに口丹、中丹及び丹後通学圏における他の通学圏から入学することができる範囲を変更することに伴い、「京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」（昭和 59 年京都府教育委員会規則第 14 号）について、所要の改正を行うものである。



京都府立の中学校及び高等学校の通学区域
に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和4年8月●日

京都府教育委員会

教育長 前川 明範

京都府教育委員会規則第●号

京都府立の中学校及び高等学校の通学
区域に関する規則の一部を改正する規
則

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域
に関する規則（昭和59年京都府教育委員会規
則第14号）の一部を次のよう改正する。

別表第1の1の表の備考中「100分の20」を
「100分の30」に改め、別表第1の3及び4を
削る。

別表第2の1の表の備考中「100分の20」を
「100分の30」に改め、別表第2の3及び4を
削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に高等学校に在学している生徒の通学区域は、なお従前の例による。

京都府立の中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和59年教育委員会規則第14号）新旧対照表

| 別表第1 (第2条関係) 1 普通科の通学区域 | | 別表第1 (第2条関係) 1 普通科の通学区域 | |
|---|--|--|--|
| 改正前 | | 改正後 | |
| 高等学校名 | 通学区域 通学圏 | 高等学校名 | 通学区域 通学圏 |
| 京都府立鴨沂高等学校 京都府立北陵高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立嵯峨高等学校 京都府立桂高等学校 京都府立洛陽高等学校 京都府立桃山稟水陽訓高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立西乙訓高等学校 京都府立東宇治高等学校 京都府立苑道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立木津陽高等学校 京都府立南陽高等学校 | 京都市・乙訓通学圏 (他の通学圏に属する地域を除く。) 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市 (八幡長町、八幡ノ口及び川口高原に限る。) 久御山町 (大橋辺に限る。) | 京都市・乙訓通学圏 京都市 (他の通学圏に属する地域を除く。) 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市 (八幡長町、八幡ノ口及び川口高原に限る。) 久御山町 (大橋辺に限る。) | 京都市 (他の通学圏に属する地域を除く。) 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市 (八幡長町、八幡ノ口及び川口高原に限る。) 久御山町 (大橋辺に限る。) |
| 京都府立東陵高等学校 京都府立北陵高等学校 京都府立朱雀高等学校 京都府立嵯峨高等学校 京都府立桂高等学校 京都府立洛陽高等学校 京都府立桃山稟水陽訓高等学校 京都府立向陽高等学校 京都府立西乙訓高等学校 京都府立苑道高等学校 京都府立城陽高等学校 京都府立八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立木津陽高等学校 京都府立南陽高等学校 | 宇治市 城陽市 (他の通学圏に属する地域を除く。) 京田辺市 木津川市 (他の通学圏に属する地域を除く。) 久御山町 (他の通学圏に属する地域を除く。) 井手町、宇治田原町、和束町、精華町、南山城村 | 山城通学圏 京都市立東宇治高等学校 京都市立苑道高等学校 京都市立城陽高等学校 京都市立八幡高等学校 京都府立久御山高等学校 京都府立木津陽高等学校 京都府立南陽高等学校 | 宇治市 城陽市 (他の通学圏に属する地域を除く。) 京田辺市 木津川市 (他の通学圏に属する地域を除く。) 久御山町 (他の通学圏に属する地域を除く。) 井手町、宇治田原町、和束町、精華町、南山城村 |
| 京都府立北桑田高等学校 京都府立園部高等学校 京都府立須知高等学校 | 口丹通学圏 (京都京北小中学校の通学区域に限る。) 龜岡市 南丹市 京丹波町 | 京都府立北桑田高等学校 京都府立園部高等学校 京都府立須知高等学校 | 口丹通学圏 (京都京北小中学校の通学区域に限る。) 龜岡市 南丹市 京丹波町 |
| 京都府立鎌倉高等学校 京都府立福知山高等学校 京都府立東舞鹤高等学校 | 中丹通学圏 鎌倉市 福知山市 舞鹤市 | 京都府立鎌倉高等学校 京都府立福知山高等学校 京都府立东舞鹤高等学校 | 中丹通学圏 鎌倉市 福知山市 舞鹤市 |

| | | |
|------------|-------|-------------------------|
| 京都府立峰山高等学校 | 丹後通学圏 | 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町 |
|------------|-------|-------------------------|

備考 この表には、口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、定員の100分の20以内とする。

2 普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域

| 高等学校名 | 通学区域 | |
|-------------|-------|--|
| | 通学圏 | 地域 |
| 京都府立西城陽高等学校 | 山城通学圏 | 宇治市 城陽市（他の通学圏に属する地域を除く。） |
| 京都府立久御山高等学校 | | 八幡市（他の通学圏に属する地域を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（他の通学圏に属する地域を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村 |

3 農業に関する学科の通学区域

| 高等学校名 | 通学区域 | |
|------------|---|-------------------------|
| | (割る) | (割る) |
| 京都府立綾部高等学校 | 南丹市（殿田中学校の通学区域に限る。） 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市 | 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町 |

| | | |
|------------|-------|-------------------------|
| 京都府立峰山高等学校 | 丹後通学圏 | 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町 |
|------------|-------|-------------------------|

備考 この表に規定する口丹通学圏、中丹通学圏及び丹後通学圏から当該高等学校の通学圏を除いた2通学圏から入学することができる者（第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。）の範囲は、定員の100分の30以内とする。

2 普通科（スポーツ総合専攻）の通学区域

| 高等学校名 | 通学区域 | |
|-------------|-------|--|
| | 通学圏 | 地域 |
| 京都府立西城陽高等学校 | 山城通学圏 | 宇治市 城陽市（他の通学圏に属する地域を除く。） |
| 京都府立久御山高等学校 | | 八幡市（他の通学圏に属する地域を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（他の通学圏に属する地域を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村 |

(削る)
(削る)

(2) 園芸科

(削る)

| 高等学校名 | 通学区域 |
|------------|--|
| 京都府立綾部高等学校 | 南丹市（綾部中学校の通学区域に限る。） 京丹波町 綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町 |

(3) 植物クリエイト科及び園芸ビジネス科

(削る)

| 高等学校名 | 通学区域 |
|-----------|--|
| 京都府立桂高等学校 | 京都市 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡柄ノ口及 び川口高原に限る。） 亀岡市 南丹市（園部中学校、八木中学校 及び美山中学校の通学区域に限 る。） |

(4) システム園芸科

(削る)

| 高等学校名 | 通学区域 |
|------------|---|
| 京都府立木津高等学校 | 宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡柄ノ口及 び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大橋辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城 村 |

| 高等学校名 | 通学区域 |
|------------|--|
| 京都府立木津高等学校 | 宇治市 八幡市（八幡長町、八幡橋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大幡辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村 |

別表第2 (第2条関係)
1 普通科の通学区域

| 高等学校名 | 通学区域 |
|--|---|
| 京都府立山城高等学校 京都府立洛北高等学校 京都府立鳥羽高等学校 | 京都市（京都京北小中学校の通学区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡橋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大幡辺に限る。） |
| 京都府立城南菱創高等学校 | 宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡橋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大幡辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村 |
| 京都府立亀岡高等学校 | 京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹波町 |

別表第2 (第2条関係)
1 普通科の通学区域

| 高等学校名 | 通学区域 |
|--|---|
| 京都府立山城高等学校 京都府立洛北高等学校 京都府立鳥羽高等学校 | 京都市（京都京北小中学校の通学区域を除く。） 向日市 長岡京市 大山崎町 八幡市（八幡長町、八幡橋ノ口及び川口高原に限る。） 久御山町（大幡辺に限る。） |
| 京都府立城南菱創高等学校 | 宇治市 城陽市 八幡市（八幡長町、八幡橋ノ口及び川口高原を除く。） 京田辺市 木津川市 久御山町（大幡辺を除く。） 井手町、宇治田原町 笠置町、和束町、精華町、南山城村 |
| 京都府立亀岡高等学校 | 京都市（京都京北小中学校の通学区域に限る。） 亀岡市 南丹波町 |

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------|---|
| 京都府立宮津天橋高等学校 京都府立丹後緑風高等学校 | 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町 | 通学区域 この表に規定する京都府立宮津天橋高等学校、京都府立丹後緑風高等学校の通学区域に限る。)、京都府立宮津天橋高等学校、京都府立丹後緑風高等学校の通学区域にあつては、京都府立宮津天橋高等学校の通学区域に限る。)、京都府立宮津天橋高等学校、京都府立丹後緑風高等学校の通学区域を除いた地域から入学することができる者(第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。)の範囲は、定員の100分の20以内とする。 |
| 2 普通科（スポーツ総合事務及び美術・工芸専攻）の通学区域 | | |

| 高等学校名 | 通学区域 |
|--|---|
| 京都府立洛北高等学校 京都府立鳥羽高等学校 京都府立龜岡高等学校 | 京都市 向日市 長岡京市 八幡市(八幡長町、八幡通ノ口及 び川口高原に限る。) 久御山町 亀岡市 南丹市 京丹波町 |
| | (削る) |
| | |

| 高等学校名 | 通学区域 |
|-------------------------------|---|
| 京都府立宮津天橋高等学校 | 綾部市 福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町 |
| 4 商業に関する学科（企画経営科）の通学区域 | |
| 京都府立丹後緑風高等学校 | 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町 |

| | | |
|--------------------------------------|-------------------------|--|
| 京都府立宮津天橋高等学校 京都府立丹後緑風高等学校 | 宮津市 京丹後市 伊根町、与謝野町 | 通学区域 この表に規定する京都府立宮津天橋高等学校、京都府立丹後緑風高等学校の通学区域にあつては、京都府立宮津天橋高等学校、京都府立丹後緑風高等学校の通学区域に限る。)、京都府立宮津天橋高等学校、京都府立丹後緑風高等学校の通学区域を除いた地域から入学することができる者(第4条第2項に規定する教育長の許可を受けた者を除く。)の範囲は、定員の100分の20以内とする。 |
| 2 普通科（スポーツ総合事務及び美術・工芸専攻）の通学区域 | | |

| 高等学校名 | 通学区域 |
|--|---|
| 京都府立洛北高等学校 京都府立鳥羽高等学校 京都府立龜岡高等学校 | 京都市 向日市 長岡京市 八幡市(八幡長町、八幡通ノ口及 び川口高原に限る。) 久御山町 亀岡市 南丹市 京丹波町 |
| | (削る) |
| | |

